

## 安全衛生推進者養成講習開催のご案内

労働安全衛生法では、労働者10人以上50人未満の事業場においては、事業者によって安全衛生管理を担当する安全衛生推進者（非工業的業種にあつては衛生推進者）を選任しなければならないとされております。

安全衛生推進者は、一定年数以上の安全衛生に関する実務経験を有する者を選任することになっていますが、これに該当する者を確保できない事業場では標記の講習を修了した者を選任することができます。

下記の要項で「安全衛生推進者養成講習」を開催しますので、この機会に是非受講されますようご案内いたします。

- (1) 日 時 1月27日(木) 8:40～17:00  
1月28日(金) 8:40～12:00

- (2) 場 所 西淀川中小企業会館 (JR東西線「御幣島駅」改札出て2番出口「かこの屋」横)

- (3) 受講料
- | 会 員     | 非 会 員   |
|---------|---------|
| 13,630円 | 14,630円 |
- ※ 会員はテキスト代  
1,000円を助成します。

- (4) 申込方法 (満席の場合は受付できませんので、必ず**申込み前に電話でご確認ください。**)

●来 会 ①受講申込書 ②写真1枚 ③本人確認書類 ④受講料 をご持参の上、当協会までお越し下さい。

●銀行振込 先に銀行口座(下記)に受講料をお振込み頂いた後、下記の書類をご郵送下さい。

- ①受講申込書 ②写真1枚 ③本人確認書類  
④振込書のコピー ⑤返信用封筒(84円切手貼付・送付先明記)

【振込先】 銀行名：三井住友銀行十三支店 普通預金

口座番号：3605344

口座名義：一般社団法人淀川労働基準協会

※振込手数料は貴社にてご負担願います。

●現金書留 ①受講申込書 ②写真1枚 ③本人確認書類 ④受講料

⑤返信用封筒(84円切手貼付・送付先明記)を現金書留の中に入れてご郵送ください。

- (5) 申 込 先 一般社団法人 淀川労働基準協会  
〒533-0013  
大阪市東淀川区豊里2丁目24-2  
TEL 06-6195-3992 FAX 06-6195-3996

### ※注意事項

- テキスト改訂によりテキスト代が変わった場合、消費税が改定された場合、受講料も変更となります。
- 講習日前7日以内での**キャンセル及び欠席**については受講料は返金できませんのでご注意ください。
- 次回への繰越し措置(1回限り)へのお申出も講習開催日**7日前**までにご連絡いただいた場合のみ可能ですが、繰り越し後の講習においてご都合が悪くなられた場合はご返金はできません。

## 安全衛生推進者養成講習受講申込書（修了者台帳）

※印欄は記入しないこと

		※受講番号				
※修了証番号				※交付年月日		
ふりがな				印	(写真貼付) 3,0cm×2,4cm 申込前6ヶ月以 内に撮影した上 三分身正面脱 帽のもの。	※受領印
氏名						
生年月日	昭和・平成	年	月			日生
現住所	〒 _____ 電話 _____ ( _____ )					
勤務先	事業場名 _____ 電話 _____ ( _____ )					
	所在地 _____					
連絡先	担当者名 _____ 部課名 _____					
	電話 _____ ( _____ )					
※ 再交付又は 書替	再・替	年	月	日	内容	受領印
	再・替	年	月	日	内容	
	再・替	年	月	日	内容	

年 月 日

一般社団法人 淀川労働基準協会長 殿

(注) 申込書に用いる印鑑は、シャチハタ印、ゴム印以外を用い、修了証受領の際に使用する印鑑は、本申込書に捺印した印鑑であること。